前に負債に計上していた退職給付引当金の額が上記の基準に従って計上すべき退職給付引当金の額を下回っている場合において、その差額のすべてを一時に処理することが経営成績に関する期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれのある場合には、その差額について移行前の未経過の分割計上期間を引き継いだ期間内の一定の年数で費用として処理することを認める。この場合、「第36　退職給付引当金の計上方法」の１に定める基準に従って引き当てておくべき退職給付引当金の総額を注記することとする。

また、当該分割計上期間中の処理方法については、中期計画において明示しておくこととする。

第73　表示区分

１　行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、損益外除売却差額相当額、引当外退職給付増加見積額及び機会費用に区分して表示しなければならない。

［２・３　略］

第74　行政サービス実施コスト計算書の様式

行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

行政サービス実施コスト計算書

（平成○○年４月１日～平成○○年３月31日）

［Ⅰ～Ⅴ　略］

Ⅵ　引当外退職給付増加見積額　　×××

Ⅶ　［略］

Ⅷ　［略］

第79　運営費負担金及び運営費交付金の会計処理

［１～３　略］

４　中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。

５　公営企業型地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費負担金に対応する額については、次のように処理するものとする。

［⑴・⑵　略］

６　運営費交付金の会計処理についても、上記１から５までに掲げる処理と同様に行うものとする。

第81　補助金等及び工事負担金等の会計処理

［１～３　略］

４　補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注59)

［⑴　略］

⑵　当該資産が償却資産であって、経常費助成のための補助金等により取得されたもの若しくは重要性が求められるたな卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下この項において同じ。）であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は

期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれのある場合には、その差額について移行当初の中期目標期間内で費用として処理することを認める。この場合、「第36　退職給付引当金の計上方法」の１に定める基準に従って引き当てておくべき退職給付引当金の総額を注記することとする。

また、当該中期目標期間中の処理方法については、中期計画において明示しておくこととする。

第73　表示区分

１　行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額、損益外除売却差額相当額及び機会費用に区分して表示しなければならない。

［２・３　同左］

第74　行政サービス実施コスト計算書の様式

行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

行政サービス実施コスト計算書

（平成○○年４月１日～平成○○年３月31日）

［Ⅰ～Ⅴ　同左］

［新設］

Ⅵ　［同左］

Ⅶ　［同左］

第79　運営費負担金及び運営費交付金の会計処理

［１～３　同左］

［新設］

４　公営企業型地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費負担金に対応する額については、次のように処理するものとする。

［⑴・⑵　同左］

５　運営費交付金の会計処理についても、上記１から４までに掲げる処理と同様に行うものとする。

第81　補助金等及び工事負担金等の会計処理

［１～３　同左］

４　補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注59)

［⑴　同左］

⑵　当該資産が償却資産であって、経常費助成のための補助金等により取得されたものであるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。